



令和5年10月1日開始のインボイス制度
登録申請は3月31日まで

インボイス制度に備える



インボイス制度は、令和5年10月1日から開始されますが、同日からインボイス発行事業者になる場合は、原則として令和5年3月31日までに登録申請手続を行う必要があります。事業者がインボイス発行事業者の登録を行うかどうかは「任意」です。しかし、課税事業者だけでなく、免税事業者であっても、売上先がインボイスを必要とするならば、登録申請を検討しなければなりません。

申請手続き期限が迫ってきており、早期に対応を検討しましょう。

1 みんなの準備状況は？

日本商工会議所並びに東京商工会議所が今年の9月に公表した「インボイス制度に関する実態調査」では、約4割の事業者がインボイス制度導入に向けて特段の準備を行っておらず、特に、売上高1千万円以下の事業者では約6割が準備を行っていない実態が明らかになりました。

インボイス発行事業者登録申請を行った事業者はまだ10.5%に留まっており、「そもそも制度が複雑でよくわからない」と答えた方が47.2%もいることから、インボイス制度に向けた課題としては、まず制度を理解することが必要であると思われます。

日本商工会議所ホームページ <https://www.jcci.or.jp/news/jcci-news/2022/0908110000.html>

2 チェックシートを活用しよう



何から手をつけていいか分からない！！

そのような方のために、国税庁はインボイス制度に関するチェックシートをホームページで提供しています。

インボイス発行事業者の登録を受けるか迷っている、登録を受ける場合の事前準備が進んでいない、インボイス制度にどのように対応したらいいか分からない、という方は是非ご覧ください。

国税庁ホームページ

「インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート」

<https://www.nk-net.co.jp/nisiyodogawa/assets/files/taxinfo/09.pdf>

【インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート】

◆ インボイス制度は、令和5年10月1日から始まります。また、令和5年10月1日からインボイス発行事業者になる場合は、原則として令和5年3月31日までに登録申請手続を行う必要があります。現在、消費税の免税事業者である方を含め、ご自身の事業の内容などに応じて、登録の要否など、インボイス制度にどのように対応するかご検討ください。

◆ 本チェックシートは、インボイス発行事業者の登録を受けるかの判断や、登録を受ける場合の事前準備などの参考としてお役立てください。基本的に項目をまとめたものです。

(参考) こちらも併せてご参考ください。

① 国税庁 ホームページ
② 公益法第10条第1項第1号の規定によるもの

③ 「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」
④ 免税事業者又は、取引先が免税事業者である場合の対応に関する考え方について「独占禁止法や下請等を踏まえた解説」をしています。

【インボイス制度の概要】 令和5年10月1日～

売上税額 10,000円 (10%) ← インボイスにより、売手と買手の 税率と税額の認識を一致させる → 仕入税額 10,000円 (10%)

売手 買手

買手の求めに応じインボイスを交付
■ 事前にインボイス発行事業者の登録手続が必要
■ 免税事業者のみ発行が可能

インボイスを保存して 仕入税額控除を適用

3 登録する? 登録しない?

参考:国税庁「インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート」

インボイス発行事業者の登録を受けるかどうかは事業者の任意ですが、事業の内容や売上先との関係から登録を受けるかどうか検討しなければなりません。

免税事業者であっても検討が必要です。



売上先がインボイスを必要とするか。

① インボイスが**不要**な売上先

売上先が、サラリーマンや主婦などの一般消費者や免税事業者である場合は、インボイスを必要としません。売上先が簡易課税制度を選択している場合もインボイスを必要としません。

② インボイスが**必要**な売上先

インボイス制度では、インボイス発行事業者以外から行った課税仕入に係る消費税額を控除することができなくなるため、課税事業者である売上先は、基本的にインボイスを必要とします。しかし、インボイス制度開始から6年間は経過措置(※)がありますので、売上先によっては、インボイスを不要とするかもしれません。売上先に直接相談することが必要になります。

※仕入税額の一一定割合(80%、50%)が控除できる措置。

登録を受けたら…

- ① 売上先から求められたら、記載事項を満たしたインボイスを交付しなければなりません。
- ② 基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても、課税事業者として消費税等の申告が必要になります。

登録を受けなかつたら…

- ① インボイスを交付できません。
- ② 経過措置の終了後は、売上先があなたからの仕入について、仕入税額控除ができなくなります。

4 登録を受ける場合は、登録申請が必要

令和5年10月1日からインボイス発行事業者になるためには、令和5年3月31までに適格請求書発行事業者の登録申請書を納税地を管轄する「インボイス登録センター」に送付しなければなりません。郵送またはe-Taxで提出することができます。

5 登録申請後に 行うこと

まずは、売上先に登録を受けた旨を伝えましょう。その上で、自社の書類を見直し、インボイスとして交付できるようにしましょう。また、必要に応じて、価格の見直しや交付方法も検討しましょう。

インボイスの 基本ルール

- 登録番号、適用税率、消費税額等の記載が必要です。
- 「1のインボイスあたり、税率ごとに1回」の端数処理を行います。
※税率ごとに合計した対価の額に税率を乗じて消費税額を計算します。

